



産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 長崎市三京町2842番地1

氏名 平木工業株式会社 代表取締役 平木 實男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎市長 田上 富久



許可の年月日 平成19年 3月18日

許可の有効年月日 平成26年 3月17日

1. 事業の範囲

事業の区分 産業廃棄物収集運搬業（積替え、保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上3種類については自動車等破砕物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上6種類

複製無効

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成 9年 3月18日 新規許可
- 平成14年 3月18日 更新許可
- 平成14年 4月 8日 変更許可（積替え保管行為の追加）
- 平成19年 3月18日 更新許可
- 平成22年11月10日 変更届出（積替え保管種類の追加）
- 平成23年 8月31日 変更届出（積替え保管種類の追加等）
- 平成24年 2月 2日 優良基準適合確認

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え保管を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	長崎市三京町2842番地1		全体面積	3855.04㎡のうち36㎡
産業廃棄物の種類	保管上限 (m)	最大積上げ高さ (m)	保管方法	備考
燃え殻、 廃プラスチック類、 紙くず、 木くず、 繊維くず、 ゴムくず、 金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類	36.0	—	屋内保管	石綿含有産業廃棄物に限る。
燃え殻	6.0	—	屋内容器保管	石綿含有産業廃棄物を除く。
廃油	2	—	屋内容器保管	

複製無効

以下、余白。

許可番号04000002069

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎市三京町2842番地1
氏名 平木工業 株式会社
代表取締役 平木 實男

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋

許可の年月日 平成 21年 4月 15日

許可の有効年月日 平成 28年 4月 14日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上各品目については各自標準等破砕物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばらばら（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については石綿含有産業廃棄物を除く。）以上1品目以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成16年10月29日 変更届出により住所の変更
平成21年 4月 15日 更新許可
以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考
なし

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市三京町2842番地1

氏 名 平木工業株式会社
代表取締役 平木 實男



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 古川 康



許可の年月日 平成20年 6月10日

許可の有効年月日 平成27年 6月 9日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類及びばいじん並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）以上（の種類（に）含有産業廃棄物を含む。）

複製無効

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年 6月10日 更新許可
平成23年10月26日 優良基準適合 以下余白

5. 積替え許可の有無

余白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

氏名	平木工業株式会社	許可番号	04103002069
住所	長崎県長崎市三京町2842番地1	電話番号	095-850-3500
事務所の所在地	同上	電話番号	同上
事業場の所在地	同上	電話番号	同上
許 可 内 容 等			
許可等の種類	年 月 日	許 可 番 号	許 可 等 の 内 容
新規許可 更新許可 更新許可 更新許可 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 優良基準適合	平成 5年 6月10日 平成10年 6月10日 平成15年 6月10日 平成20年 6月10日 平成21年 1月15日 平成21年 4月17日 平成23年 5月20日 平成23年 6月20日 平成23年10月13日 平成23年10月26日	4103002069 04103002069	収集運搬業 (積替え・保管を含まない) 車両の変更 (1台廃止、1台追加) 車両の変更 (4台追加) 車両の変更 (5台廃止、38台追加) 車両の変更 (1台追加) 車両の変更 (6台廃止)
事 業 の 用 に 供 す る 施 設			
運搬車船	長崎44み9690, 長崎11す9186, 長崎40ゆ1944, 長崎800は・131, 長崎44む4891, 長崎800は・185, 長崎800は・188, 長崎40よ3300, 長崎41う9811, 長崎40る3095, 長崎400さ4384, 長崎11す9188, 長崎11や4926, 長崎800さ4410, 長崎44み7822, 長崎44み4221, 長崎11す6500, 長崎11す6877, 長崎11す8289, 長崎100さ1140, 長崎480か1721, 長崎480う4199, 長崎480え9515, 長崎50め7130, 長崎100さ5694, 長崎100さ5691, 長崎800さ5690, 長崎800さ5689, 長崎400さ4380, 長崎100さ1095, 長崎100さ1096, 長崎11す7430, 長崎11す7085, 長崎11す4767, 長崎11せ1029, 長崎100さ・551, 長崎11せ1031, 長崎100さ1586, 長崎800さ3634, 長崎800さ3635, 長崎800さ3468, 長崎100は・569, 長崎100は・674, 長崎400さ9367, 長崎400す1969, 長崎100さ3593, 長崎800さ6269, 長崎800は・430, 長崎800さ6167, 長崎100さ6296 以上50台		

複製無効

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課環境監視指導室で行ってください。



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 長崎市三京町2842番地1

氏名 平木工業株式会社 代表取締役 平木 實男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14の5条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長崎市長 田上 富久



許可の年月日 平成20年 8月15日

許可の有効年月日 平成27年 7月 6日

1. 事業の範囲

事業の区分 特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替え、保管行為を含まない。)

特別管理産業廃棄物の種類 川筋の上お

複製無効

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成10年 7月 7日 新規許可
- 平成15年 7月 7日 更新許可
- 平成16年 7月 8日 変更届出 (住所変更)
- 平成20年 7月 7日 更新許可
- 平成20年 8月15日 変更許可
- 平成24年 2月 2日 優良基準適合確認

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え保管を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

- 燃 え 殻 特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、又はダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- 汚 泥 特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、又はダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- 廃 油 揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、又はベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- 廃 酸 水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、又はダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- 廃アルカリ 水素イオン濃度指数12.0以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又はダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- 鉱 さ い 特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- ば い じん 特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

感染性産業廃棄物

廃石綿等

以上9種類

許可番号04050002069

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎市三京町2842番地1
氏名 平木工業株式会社
代表取締役 平木 實男

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 平成 21年 4月 15日

許可の有効年月日 平成 28年 4月 14日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

裏面のとおり。

以下余白

2. 積替え又は保管を行う場所の所在地及び積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管に限り積み上げるこができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年10月29日 変更届出により住所の変更

平成21年 4月 15日 更新許可

平成23年 8月 1日 変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、燃え殻、汚泥（以上6品目については有害物質の一部）、感染性産業廃棄物、鉍さい）の追加

以下余白

5. 積替え許可の有無 有・ 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

なし

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに管轄の保健福祉環境事務所で行ってください。

1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2. 0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12. 5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

鉍さい（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

ばいじん（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上9品目 以下余白

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 長崎県長崎市三京町2842番地1

氏名 平木工業株式会社
代表取締役 平木 實男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 古川 康



許可の年月日 平成20年 6月10日

許可の有効年月日 平成27年 6月 9日

1. 事業の範囲

収集運搬業 (積替え・保管行為を含まない)

特別管理産業廃棄物の種類

- 燃 え 殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚 泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

複製無効

(裏面へ)

許可の状況

(特別管理産業廃棄物収集運搬業)

氏名	平木工業株式会社		許可番号	04153002069
住所	長崎県長崎市三京町2842番地1		電話番号	095-850-3500
事務所の所在地	同上		電話番号	同上
事業場の所在地	同上		電話番号	同上
許 可 内 容 等				
許可等の種類	年 月 日	許 可 番 号	許 可 等 の 内 容	
新規許可 更新許可 更新許可 更新許可 変更許可 変更届 変更届 変更届 変更届 変更届 優良基準適合	平成5年6月10日 平成10年6月10日 平成15年6月10日 平成20年6月10日 平成20年6月26日 平成21年1月15日 平成21年4月17日 平成23年5月20日 平成23年6月20日 平成23年10月13日 平成23年10月26日	4153002069 04153002069	収集運搬業(積替え・保管を含まない) 特別管理産業廃棄物の種類の追加 車両の変更(1台廃止、1台追加) 車両の変更(4台追加) 車両の変更(5台廃止、38台追加) 車両の変更(1台追加) 車両の変更(6台廃止)	
事 業 の 用 に 供 す る 施 設				
運搬車船	長崎44み9690, 長崎11す9186, 長崎40ゆ1944, 長崎800は・131, 長崎44む4891, 長崎800は・185, 長崎800は・188, 長崎40よ3300, 長崎41う9811, 長崎40る3095, 長崎400さ4384, 長崎11す9188, 長崎11や4926, 長崎800さ4410, 長崎44み7822, 長崎44み4221, 長崎11す6500, 長崎11す6877, 長崎11す8289, 長崎100さ1140, 長崎480か1721, 長崎480う4199, 長崎480え9515, 長崎50め7130, 長崎100さ5694, 長崎100さ5691, 長崎800さ5690, 長崎800さ5689, 長崎400さ4380, 長崎100さ1095, 長崎100さ1096, 長崎11す7430, 長崎11す7085, 長崎11す4767, 長崎11せ1029, 長崎100さ・551, 長崎11せ1031, 長崎100さ1586, 長崎800さ3634, 長崎800さ3635, 長崎800さ3468, 長崎100は・569, 長崎100は・674, 長崎400さ9367, 長崎400す1969, 長崎100さ3593, 長崎800さ6269, 長崎800は・430, 長崎800さ6167, 長崎100さ6296 以上50台			

複製無効

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。
 ※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課環境監視指導室で行ってください。